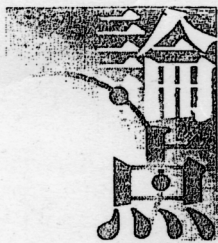


今日7日の「論点」で、元聾

学校長の森川佳秀氏が、聾学校では残存聴力を活用して読唇の指導をする聴覚口話法が必要であると述べている。その成功例として「聾学校から普通校に転校して東大法学部を卒業した弁護士」を挙げている。それは私なことである。しかし私は聴覚口話法の失敗例である。

私は出生時から聴力が殆どない。鉄道ガード下で頭上に電車が走ってきたとき、その音がかすかに身体に感じられるだけである。7歳から8歳頃まで



聾学校の言語教育



1/20 後

井護士
千葉市役所勤務を経て1990年弁護士登録。先天性聾者として福島、水戸、千葉、札幌、筑波大付属の各聾学校で学ぶ。39歳。

の間、聾学校で聴覚口話法の指導を受けた。教師が口の形を私に読み取らせて発話内容を当て

きつたりして抵抗を繰り返した。このため読唇や発音は上達しなかった。私の日本語力は読

本に載っている文章の意味を分からせてくれた。成長して日本語が少し分かるようになった。空中に簡単な日本語を書く方法で文章の意味を教えてくれた。

もし聾学校が手話の使用を認めなければ、母も手話を覚えてスムーズに意味を教えることができたと思う。唇は動きが小さい

は、音声言語たる日本語力の向上にも資するのである。語彙の点はどうか。私は現在手話通訳者と共に日本語を使用して仕事をしており、法律の専門用語は全部日本語で対応している。語彙が問題になったことはない。

手話の効果伝える責務

分らない幼児に対して小さな唇の動きを読み取らせようとするため、学校のみならず家庭において

も読唇や発音の練習に多くの時間を費やす必要がある。国語、算数等の教科の学習の時間が減ってしまう。しかも成果を上げられる聾者は少数で、多くの聾者は読唇が十分にできず、日本語力も不十分である。

させたり、教師の声を模倣させたりしていた。私は教師の音が聞き取れず、内容を理解できなかった。一日中延々とこのような作業をさせられていた。手話の使用は禁止され、教師は手話を使わせないために私の手を叩いたりつねったりした。私は教師の手を噛んだり服のボタンをち

唇や発音とは関係がないのである。私の日本語力は、むしろ文章の読み書き訓練に負つていける大きい。家庭内では聴覚口話法の訓練はほとんどなく、文章の読み書き訓練が主であった。母が私に本を見せることも物を指したり身振りや示したりして

いたため読唇に困難が伴つ。手話は動きが大きくその内容を容易に理解できるのである。

また、近時の酒井邦羅氏らの研究により、会話や文章理解における脳の活動は日本語と音声言語とで同一であることが明らかになった。認知科学の観点からも、日本語による教育

本各地で多数の聾者が長年手話による教育を求めてきたのである。日弁連も「手話教育の充実を求める意見書」を発表して同様の考えを示している。

最近、手話と聴覚口話法の併用を図る聾学校が増えており、成果を上げている。また、フリースクールの中には保護者のニーズに応えるべく日本語と筆記日本語のみの教育を始めたところもあり、次第に効果が表れ始めている。

聾児の保護者の大多数は耳が聞こえる人々であり、子供の耳が聞こえないと分かった後に初めて聾教育を知る人が多い。聾学校の教師は、上記の現状を踏まえ、聴覚口話法一辺倒ではなく、手話教育の可能性も十分説明して、保護者が適切に教育方法を選択できるようにする責務を有しているのである。

このように聴覚口話法には多くの犠牲が伴つ。だから、

本各地で多数の聾者が長年手話による教育を求めてきたのである。日弁連も「手話教育の充実を求める意見書」を発表して同様の考えを示している。

最近、手話と聴覚口話法の併用を図る聾学校が増えており、成果を上げている。また、フリースクールの中には保護者のニーズに応えるべく日本語と筆記日本語のみの教育を始めたところもあり、次第に効果が表れ始めている。